

広島県告示第七百二十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、次のとおり短期入所に係る指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十年九月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービスを廃止した事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人つつじ	東広島市西条町西条五〇番地一	つつじショートステイ	東広島市八本松飯田八丁目一四番一号	平成二〇年三月一日
社会福祉法人静和会	府中市土生町一六三六番地一	梅の木園短期入所事業所	府中市篠根町七番地	平成二〇年三月三十一日
社会福祉法人総領福祉会	庄原市総領町中領家四七六番地	短期入所事業所ともいきの里総領	庄原市宮内町美湯一三五三番地	平成二〇年三月三十一日